

安全設備規則

規則

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 規則 第 50 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2012 年 9 月 25 日 理事会 承認

2012 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.13 救命艇の一般要件（LSA コード 4.4）

3.13.7 を次のように改める。

3.13.7 救命艇の付着品

（-1.から-5.は省略）

-6. 自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇には、本規定の(917)の要件を満たし、次に掲げる離脱装置を取り付けなければならない。

(1) 離脱装置については、すべてのフックを同時に解放するように措置をとること。

~~(2) 離脱装置は、次の離脱能力を有すること。~~

~~(a) 救命艇が水上にあるとき又はフックに荷重がかかっていないときに、フックから吊り金具又はシャックルを手動により切り離すことなく救命艇を離脱させる通常（無負荷）の離脱能力~~

~~(b) フックに荷重がかかっているときに救命艇を離脱させる負荷離脱能力。この離脱能力は、救命艇が水上にあるときの無負荷の状態から定員及び艀装品を満載した場合の救命艇の総質量の 1.1 倍の荷重を受ける状態までのあらゆる荷重条件で、救命艇を離脱させるものでなければならない。この離脱能力は、偶発的又は尚早な使用に対し、適切に保護されていなければならない。適切な保護とは、危険標識に加え、無負荷離脱に通常要求されない特別な機械的保護が含まれる。尚早な負荷離脱を防ぐために、負荷時の離脱装置の操作については、操作者による慎重、かつ、一貫した行動が要求される。~~

(2) 離脱装置は、次の(a)及び(b)の規定を満足するとともに、(7)(b)の規定にかかわらず、救命艇が完全に進水しているときに開放できるものであること。また、救命艇が進水していない場合にあっては、偶発的又は尚早な離脱を回避又は防止する、安全インターロックの解除又はバイパスを含む、複数回の意図的かつ継続的な動作によって開放されるものであること。

(a) 離脱装置は、10° までの縦傾斜及び 20° までの横傾斜の状態において、フック組立部品に接続された又は組み込まれた、当該フック部品、操作機構、制御ロッド又はケーブルにおける、磨耗、調整不良及び意図しない力によって、開放しないものであること。

(b) 前(2)及び(2)(a)に掲げる機能基準については、救命艇の離脱及び揚収装置において、承認される場合がある安全使用荷重の 0%から 100%に相当する負荷範囲で適用されること。

(3) 離脱装置が救命艇の自重により完全に閉鎖状態となる、フックの回転中心上に負荷

- が掛かる型の場合を除き、フック組立部品は、フック固定部品が操作機構により意図的に開放されるまで、あらゆる作動状況下においても安全使用荷重を保持することができ、かつ可動フック部品がフック固定部品により完全な閉鎖を保持できるよう設計すること。可動フック部品の端部を、カムにより直接的又は間接的に利用して固定する設計の場合は、その閉鎖位置から、フック組立部品は両方向 45° まで又は設計上制限されている場合、一方向 45° までのカムの回転を通じ、安全使用荷重を保持し閉鎖し続けるよう設計すること。
- (4) フックの安定性を保持するため、離脱装置は、閉鎖位置で完全にリセットされた場合、救命艇の重量のいかなる力も操作機構へ及ぼさないよう設計すること。
- (5) 固定装置は、フックに作用する力により、回転し開放しないよう設計すること。
- (6) 水圧インターロックが設けられる場合、救命艇が水面から引き上げられた際に自動的にリセットするよう設計すること。
- (7) 離脱装置は、次に掲げる通常(無負荷)の離脱機能及び負荷離脱機能を有すること。
- (a) 通常(無負荷)の離脱機能は、救命艇が水面にある場合又はフックに負荷が掛からない場合に、フックからつり上げ用リング又はシャックルを手動で分離する必要がなく、救命艇を離脱できること。
- (b) 負荷離脱機能は、フックに負荷がかかっている際に離脱できること。当該離脱装置には、進水しなければ離脱装置が作動できないような他の手段を備えていない場合、水圧インターロックを設けること。また、故障時又は救命艇が進水していない場合、水圧インターロックを解除できる手段又は非常離脱を行うことができる同様の装置を設けること。このインターロック解除機能は、偶発的又は尚早な使用に対して適切に保護されていること。適切な保護には、危険性を表示することに加え、無負荷時離脱には通常要求されない特殊な機械的保護を含むこと。例えば保護ガラス又は半透明カバーを割るような適切な最小外力によって、意図的に破壊することができること。なお、ラベル又は細いワイヤシールについては、適切なものとは考えないこと。また、尚早な負荷離脱を防止するため、離脱装置の負荷時の操作は、操作者による複数回の意図的かつ継続的な操作を要求すること。
- (8) 救命艇を揚収している間、偶発的離脱を防ぐために、フックが完全にリセットされない限り、フックはいかなる負荷も支持することができない、又は、~~過度の力を加えることなく~~ハンドル又は安全ピンをリセット位置に戻すことができるものであってはならない。指示器にあっても、離脱装置がリセット位置を表示するものであってはならない。乗組員に適切なリセット方法を注意喚起するために、フックの位置に危険標示をしなければならない。
- (9) フック装置のすべての構成部品、離脱ハンドル、制御ケーブル又は機械式の操作リンク機構及び救命艇との固定構造接続部については、塗装又はめっき処理を必要としない海洋環境下における耐腐食性材料であること。設計及び製造上の公差は、装置の耐用年数を通して予測される磨耗が、装置の正常な機能に悪影響を及ぼさないものとする。制御ケーブルのような機械式の操作リンク機構は、防水型であり、露出した部分又は保護されていない部分がないこと。
- (10) 離脱装置は、次に掲げるいずれかの方法により救命艇内の乗組員が、明確明快に揚収準備が整ったことを把握できるように設計及び設置されなければならない。
- (a) 各フックにおいて、可動部又は可動部を適切な位置に固定する部分が、適切に

- かつ完全にリセットされたことを直接視認すること。
- (b) 各フックにおいて、可動部を適切な位置に固定する機構が、適切にかつ完全にリセットされたことを確認するための調整不要な指示器を視認すること。
 - (c) 各フックにおいて、容易に操作できる機械的指示器により、可動部を適切な位置に固定する機構が、適切にかつ完全にリセットされたことを確認すること。
- (~~5~~11) 必要に応じて色による識別又は表象を用いた適当な警告が記載された明瞭な操作手引書を備えること。カラーコードを使用する場合、緑はフックの適切なリセットを示し、赤はフックの不適切又は不正確な配置の危険性に対する標示であること。
- (~~6~~12) 離脱制御器は、その周囲と対象的な色を用いて明確に標示すること。
- (~~7~~13) 保守作業時に離脱機構を開放するために、救命艇をつり下げる手段を備えること。
- (~~8~~14) 救命艇の離脱機構の荷重を受ける部品及び固定構造結合部は、人員、燃料及び艀装品を満載した状態の救命艇の質量がつり索間に均等にかかっていると仮定したときに、使用材料の引張強さに対する安全係数を 6 として設計すること。ただし、つり下げ装置に対する安全係数は、燃料及び艀装品を満載した救命艇に 1,000kg を加えた質量に基づいて差し支えない。
- (15) 水圧インターロックは、使用する材料の最大強度を考慮し、最大作動力の 6 倍以上の安全係数で設計すること。
- (16) 作動ケーブルは、使用する材料の最大強度を考慮し、最大作動力の 2.5 倍以上の安全係数で設計すること。
- (~~9~~17) 単一のつり索及びフックが適切なもやい綱と共に救命艇又は救助艇を進水させるのに用いられる場合、前(~~27~~14)、(~~38~~)及び(15)の規定は適用しなくても差し支えない。救命艇又は救助艇が完全に水上にあるときだけ離脱させる性能があればよいものとする。
- (-7.から-12.は省略)

附 則

1. この規則は、2013 年 1 月 1 日から施行する。

安全設備規則検査要領

要
領

2012 年 第 2 回 一部改正

2012 年 11 月 15 日 達 第 76 号

2012 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 検査の実施及び時期

-1. 本規則に規定する年次検査，中間検査及び定期検査は，**鋼船規則 B 編**に規定する年次検査，中間検査及び定期検査を行うときに行う。

-2. **規則 2 編 1.1.3-5.(2)**に該当する臨時検査については次による。

(1) 自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇の離脱装置

2013 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって，規則 3 編 3.13.7-6.(4)から(6)の要件に適合しない自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇の離脱装置について，2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定されている入渠又は上架の時期までに規則 3 編 3.13.7-6.の要件に適合した当該離脱装置が備えられることを確認する。（ただし，2019 年 7 月 1 日を超えてはならない。）

(+2) 電子海図情報表示装置

国際航海に従事する船舶について，次の時期までに**規則 4 編 2.1.33**に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。ただし，次の(a)から(d)に定める日より後，2 年以内に廃船することが主管庁により確認され，電子海図情報表示装置の備え付けを免除された船舶にあってはこのかぎりでない。なお，次に示す「タンカー」とは，**規則 4 編 1.1.1-2**に規定する船舶をいう。

(a) 2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上のタンカーについては，2015 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(b) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 50,000 トン以上のタンカー以外の船舶については，2016 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(c) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 20,000 トン以上 50,000 トン未満のタンカー以外の船舶については，2017 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(d) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 10,000 トン以上 20,000 トン未満のタンカー以外の船舶については，2018 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。

(=3) 船橋航海当直警報装置

2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶について，次の時期までに**規則 4 編**

2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。

- (a) 総トン数 3,000 トン以上の船舶については、2012 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。
- (b) 総トン数 500 トン以上 3,000 トン未満の船舶については、2013 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。
- (c) 総トン数 150 トン以上 500 トン未満の船舶については、2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。

(34) 大人用救命胴衣

2010 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶について、2010 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査までに**規則 3 編 2.1.2-1.(3)**に規定する要件に適合していることを確認する。

(45) 水先人移乗用船側戸

1994 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶について、2012 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査までに**規則 4 編 2.3.4** に規定する要件に適合していることを確認する。

-3. 前-**2.(42)**において、2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 3,000 トン以上のタンカー及び 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 10,000 トン以上のタンカー以外の船舶であって、それぞれ-**2.(42)(a)**から**(d)**に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあつては、-**2.(42)**の規定にかかわらず、登録検査において**規則 4 編 2.1.33** に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。

-4. 前-**2.(23)**において、2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、それぞれ-**2.(23)(a)**、**(b)**又は**(c)**に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあつては、-**2.(23)**の規定にかかわらず、登録検査において**規則 4 編 2.1.32** に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。

附 則

1. この達は、2013 年 1 月 1 日から施行する。